二　施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に通う場合を除く。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。次号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（第四号に掲げる者を除く。）　九千三百円

三　施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等に通う場合に限る。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。）　四千六百円

第二十七条の四第一項中「（以下「施設給付決定保護者利用者負担合算額」という。）」を削り、「第五十条の六第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

施設給付決定保護者が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第二号に掲げる額は零とする。

施設給付決定保護者（第二十七条の二第一項第二号及び第三号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額（当該施設給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該施設給付決定保護者に対して高額障害児施設給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一　当該施設給付決定保護者に係る第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率（支給決定障害者等である施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第一号に掲げる額を同号及び同項第二号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二　調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に施設給付決定保護者按分率を乗じて得た額

第二十七条の四第三項の次に次の一項を加える。

前項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する施設給付決定保護者（施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

第二十七条の五中「（第五十条の六において「高額障害児施設給付費算定基準額」という。）」を削り、同条第一号中「第二十七条の二第一項第一号」の下に「から第三号まで」を加え、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

第二十七条の六第一項中「（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十七条の十一第一項各号を次のように改める。

一　次号から第四号までに掲げる者以外の者　四万二百円

二　市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円

三　市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）　一万五千円

四　施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者　零

第二十七条の十一第二項第一号中「第二十七条の二第一項各号」を「次のイからニまで」に、「当該各号」を「イからニまで」に改め、同号に次のように加える。

イ　前項第一号に掲げる者　三万七千二百円

ロ　前項第二号に掲げる者　二万四千六百円

ハ　前項第三号に掲げる者　一万五千円

ニ　前項第四号に掲げる者　零

第五十条の二の二中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第一項第四号」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

加齢児に係る第二十七条の二第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号中「通う場合」とあるのは「通う場合及び二十歳以上の加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下この項において同じ。）」と、「であるもの」とあるのは「であるもの又は施設給付決定保護者（指定知的障害児施設等に通う加齢児に限る。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属するその配偶者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの」と、同項第三号中「に限る」とあるのは「に限り、加齢児を除く」とする。

第五十条の二の二に次の一項を加える。

加齢児に係る第二十七条の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「掲げる者に限る」とあるのは「掲げる者に限り、加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。次項において同じ。）を除く」と、同条第四項中「施設給付決定保護者（」とあるのは「施設給付決定保護者（加齢児を除き、」とする。

第五十条の六を次のように改める。

第五十条の六　削除

第五十条の八中「第二十七条の二第一項第二号」を「第二十七条の十一第一項第二号」に、「二十歳以上入所加齢児」を「指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的障害児施設等に通う者を除く。）」に、「第二十七条の十一」を「同条」に改める。